

第21回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第21期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社GENOVA

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2023年5月1日	2023年5月1日	2025年5月1日
新株予約権の数	1,729個	1,730個	3,560個
保有人数			
当社取締役 (社外取締役を除く)	1名	1名	1名
当社監査役 (社外監査役を除く)	0名	0名	0名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式172,900株	普通株式173,000株	普通株式356,000株
新株予約権の払込金額	1個当たり1,400円	1個当たり197,600円 (注5)	1個当たり900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,251円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	2025年7月1日から 2031年5月18日まで	2024年5月20日から 2029年5月19日まで	2027年7月1日から 2033年5月15日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注4)	(注6)	(注7)

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第9回新株予約権
発行決議日	2025年5月1日
新株予約権の数	3,570個
交付人数	
執行役員(当社役員を兼ねている者を除く)	11名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式357,000株
新株予約権の払込金額	1個当たり900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	2027年7月1日から 2033年5月15日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注7)

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、中長期的な業績拡大および企業価値増大への意欲向上を目的として、第7回、第8回および第9回新株予約権を発行しております。これらの新株予約権は、対象者の個別の投資判断に基づき、公正な価額にて有償で引き受けられた（第8回については金銭報酬請求権との相殺による）ものであり、役員報酬（職務執行の対価）として付与されたものではありません。この結果、当事業年度末現在、当社の取締役が保有する当該新株予約権は以下の通りとなっております。

第7回新株予約権：取締役1名（1,729個）

第8回新株予約権：取締役1名（1,730個）

第9回新株予約権：取締役1名（3,560個）

なお、上記のうち第7回および第8回新株予約権を保有していた取締役1名につきましては、2026年4月30日付の退任に伴い、同氏が保有していた当該新株予約権のすべてを放棄したため、本日現在において当該新株予約権は消滅しております。

- (注) 1. 上記の新株予約権は、いずれも当社の使用人（執行役員）としての地位において付与されたものであります。
2. 上記の新株予約権の目的である株式の数は、1個当たり100株であります。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合は、新株予約権1個当たりの株式数を調整します。
3. 第7回新株予約権および第8回新株予約権については、当事業年度末日後の2026年4月30日付の取締役退任に伴い、権利を失効しております。
4. 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期の3事業年度における当社の連結損益計算書に記載された連結売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。
- (a) 発行会社の連結売上高が11,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の1
- (b) 発行会社の連結売上高が11,500百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の2
- (c) 発行会社の連結売上高が12,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の3
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の発行に際して、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺しております。
6. 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権者は、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。なお、当該行使可能割合の結果、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
 - (a) 割当日後1年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4分の1
 - (b) 割当日後2年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4分の2
 - (c) 割当日後3年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4分の3
 - (d) 割当日後4年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4分の4
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2029年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された連結売上高が、下記 (a) から (c) に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。
 - (a) 連結売上高の額が16,500百万円を超過している場合：行使可能割合 1/3
 - (b) 連結売上高の額が18,500百万円を超過している場合：行使可能割合 2/3
 - (c) 連結売上高の額が20,500百万円を超過している場合：行使可能割合 すべてなお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社が2025年5月1日に設立した、当社100%出資による子会社（株式会社ASANO）の売上高を控除した調整後連結売上高を使用するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

32,970千円

2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

32,970千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、2021年2月26日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「グループコンプライアンス管理規程」を定める。
 - ii 「グループコンプライアンス管理規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - iii 「内部通報規程」に基づき社内外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - iv 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - v 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - vi 内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - vii 監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
 - viii 取締役及び使用人の法令及び定款違反等の行為については「賞罰委員会規程」を制定し、適正に処分を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役及び使用人の職務施行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」その他社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - ii 保存期間は、文書又は情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」その他社内規則に規定された期間とする。
 - iii 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i リスク管理の基礎として定める「グループコンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ii 経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
 - iii 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、管理の状況について監査を行う。
 - iv 「グループリスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - v 当社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、「グループリスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - ii 経営会議を原則月2回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開く。
 - ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 「グループリスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - ロ. 子会社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、子会社からの報告を受け、当社及び子会社が連携して、「グループリスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。
 - iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

- . 当社は、子会社における意思決定について、子会社の「取締役会規程」、「職務権限規程」その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループ行動規範を適用する。
 - . 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。
 - ハ. 当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - ii 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - i 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- ii 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑩ 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- i 当社は、子会社との間で予め、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会若しくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人に報告することができる体制を整備する。
 - ii 当社は、前項の体制により当社取締役又は使用人が、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた時は、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - iii 前各項により報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - iii 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- i 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を定める。
 - ii 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について、取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

② 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役4名、社外取締役3名の合計7名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役より業務管理状況及び業務執行の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。また、取締役会の実効性評価のため、アンケート調査を実施し、その結果については取締役にも共有し、抽出された課題に対する改善と強化に努めております。

③ コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新 予 約 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	774,486	674,486	5,744,591	△640,758	6,552,805	2,492	2,492	443,358	6,998,656
当連結会計年度変動額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,715	4,715			9,431				9,431
自己株式の取得				—	—				—
剰余金の配当			△519,195		△519,195				△519,195
親会社株主に 帰属する当期純利益			275,397		275,397				275,397
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					—	1,075	1,075	133,229	134,304
当連結会計年度変動額合計	4,715	4,715	△243,798	—	△234,367	1,075	1,075	133,229	△100,062
当連結会計年度末残高	779,201	679,201	5,500,793	△640,758	6,318,437	3,568	3,568	576,588	6,898,593

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- ・ 連結子会社の数 3社
 - ・ 連結子会社の名称 智樹（大連）技術開発有限公司
株式会社GENOVA DESIGN
株式会社ASANO

- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更
当連結会計年度より、新たに設立した株式会社ASANOを連結の範囲に含めております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、智樹（大連）技術開発有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日（3月31日）において仮決算を実施したうえで連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
なお、一部の連結子会社においては、総平均法を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 自社利用のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

商品の販売には、医療記事の制作や自動精算機、歯科商材等の販売が含まれます。原則として商品の引渡時点にて顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、通常は引渡時点で収益を認識しております。また、商品の販売から生じる収益について、取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. サービスの提供

サービスの提供には、サーバーの運用・管理・保守サービス等が含まれます。このようなサービスの提供については、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。また、サービスの提供に対する対価は、契約における履行義務を充足するにつれて、受領しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、14年間の均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金 (流動)	△35,510

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5) 会計方針に関する事項」「③ 重要な引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

一般債権については貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、貸倒実績率は売掛金の経過月数と過去の貸倒実績をもとに計算しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経済環境や取引先の経営環境の急激な悪化などに起因し、貸倒実績率を超える債権の貸し倒れや回収遅延が生じた場合、翌連結会計年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結計算書類において、株式会社ASANOの事業譲受に伴い計上したのれんの金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	1,031,470

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社ASANOの事業譲受により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と対象事業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。その効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

のれんの減損の兆候の把握においては、取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の著しい低下の有無を検討しております。

減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しますが、当連結会計年度において減損の兆候はないと判断しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんのご金額の算定の基礎となる事業計画は過去の実績等に基づく見積り販売単価、見込み受注数等を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	800,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	800,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	17,806,600株	31,000株	－株	17,837,600株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 31,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	500,068株	－株	－株	500,068株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,000株

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	519,195	30.00	2025年3月31日	2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会（予定）	普通株式	利益剰余金	520,125	30.00	2026年3月31日	2026年6月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。敷金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、賃貸借契約等に際し、差入先の信用状況を把握しております。当期の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 敷金	308,949		293,884		△15,064
資産計	308,949		293,884		△15,064
(2) 長期借入金 (* 3)	735,710		735,710		—
負債計	735,710		735,710		—

(* 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	50,192

(* 3) 長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷 金	－千円	293,884千円	－千円	293,884千円
資 産 計	－	293,884	－	293,884
長 期 借 入 金	－	735,710	－	735,710
負 債 計	－	735,710	－	735,710

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期借入金のうち、1年以内返済予定の長期借入金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計
	メディカル プラットフォーム 事業	スマート クリニック 事業	歯科流通 事業	DX事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	4,765,484	2,389,824	2,391,401	－	9,546,710	216,301	9,763,012
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	269,185	921,481	－	311,686	1,502,353	264,328	1,766,682
顧客との契約から生じる収益	5,034,669	3,311,306	2,391,401	311,686	11,049,064	480,630	11,529,694
その他の収益 (注) 2	－	36,276	－	－	36,276	－	36,276
外部顧客への売上高	5,034,669	3,347,582	2,391,401	311,686	11,085,341	480,630	11,565,971

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、WEB制作・保守事業、コンサルティング事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

3. 当連結会計年度より株式会社ASANOを新たに連結子会社としたことにより、「歯科流通事業」、「DX事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	226,215
契約負債（期末残高）	359,222
前受収益（期首残高）	—
前受収益（期末残高）	258,029
長期前受収益（期首残高）	—
長期前受収益（期末残高）	503,411

契約負債は、主にメディカルプラットフォーム事業及びスマートクリニック事業、その他のWEB制作・保守事業に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前受収益及び長期前受収益は、主にDX事業に係る顧客からの前受金に関するものであります。前受収益及び長期前受収益は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、177,652千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下の通りであります。

(千円)

	当連結会計年度
1年以内	257,382
1年超2年以内	252,985
2年超3年以内	242,937
3年超	7,489
合計	760,794

なお、当社グループは実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

9. 企業結合に関する注記

連結子会社による事業譲受

当社の連結子会社である株式会社ASANOは、2025年4月11日開催の当社取締役会決議に基づき、同日付で株式会社ADI.Gとの間で事業譲渡契約を締結し、同年7月1日付で事業の譲受を完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 株式会社ADI.G

取得した事業の内容 歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発、販売
歯科医院用クラウドサービスの開発、提供
歯科医院の開設、改装プロデュース（設計・施行監理）等

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社グループは、歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発・販売、歯科医院向けクラウドサービスの開発・提供、並びに歯科医院の開設・改装プロデュース等を譲り受けることで、当該事業の一層の成長と顧客満足度の向上が期待されるとともに、当社グループとしても中核事業への集中を通じた経営の効率化及び財務基盤の強化を図ることを目的として事業を譲受いたしました。

(3) 企業結合日

2025年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至る主な根拠

現金を対価として事業を譲受したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

2025年7月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	675,714千円
取得原価		675,714千円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額
アドバイザリー費用等 7,700千円

5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
1,089,855千円

なお、上記の金額は、当連結会計年度末において暫定的に算定された金額です。

- (2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

- (3) 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	53,517千円
固定資産	645,233千円
<hr/>	
資産合計	698,750千円
<hr/>	
流動負債	299,040千円
固定負債	813,850千円
<hr/>	
負債合計	1,112,891千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 364円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円89銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年4月1日開催の取締役会において、有限会社アカサカ歯材社の全株式を取得して連結子会社化することを決議しました。また、2026年4月21日付で全株式を取得したことにより連結子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 有限会社アカサカ歯材社
事業の内容 歯科材料の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は「ヒトと医療をつないで健康な社会を創る」をミッションに掲げ、21世紀型の医療インフラを創り、クリニックオートメーションによる患者様の利便性・クリニックの生産性最大化に取り組んでおります。

当社グループは、2025年7月より株式会社ASANO（以下「ASANO」）を軸とした歯科流通事業を開始いたしました。ASANOは長年にわたり歯科医療の現場へ器械・器材・材料を届けてきた、まさに「物流という医療インフラ」の基盤を担う存在です。当社はこのリアルな物流網に、グループの強みであるマーケティング・DX領域を融合させることで、医療現場の課題解決と新たな価値創出を推進しております。

今般、当社が持分を取得することを決定した有限会社アカサカ歯材社（以下「アカサカ歯材社」）は、主に歯科技工士の方々を対象とした歯材卸業を提供する会社です。同社は長年の歳月を経て築き上げた顧客への深い関与とリレーションシップを強みとし、地域の歯科医療において欠かせないパートナーとなっております。

本件により、ASANOが持つ広範な歯科流通ネットワークと、アカサカ歯材社が持つ技工領域への専門的な物流網が統合されます。これにより、歯科医院から歯科技工所までを網羅する強固なサプライチェーンを構築し、「物流」という側面から日本の歯科医療インフラをより安定的に、かつ効率的に支える体制が整うものと考えております。

アカサカ歯材社を当社グループに迎え入れることにより、歯科流通事業だけでなく、その他の事業とのシナジー効果も期待されることで、さらなる事業基盤を拡大できるものと判断しており、経営の効率化を図ることが可能となるものと考えております。

(3) 企業結合日

2026年4月21日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	600,000千円
-------	--------	-----------

取得原価		600,000千円
------	--	-----------

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等(概算額)	13,000千円
----------------	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社GENOVA DESIGNを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2026年4月1日付で吸収合併を行いました。

(1)企業結合の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 株式会社GENOVA DESIGN

事業の内容 Webサイトの制作及び運用保守等の業務委託

② 企業結合日

2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社GENOVA DESIGNを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称
株式会社GENOVA

⑤ 企業結合の目的

被合併会社である株式会社GENOVA DESiGNは、当社100%連結子会社として、当社サービスのWebデザインやコンテンツ制作等のクリエイティブ機能を担ってまいりました。この度、メディカルプラットフォーム事業と制作部門の連携をより強固にし、意思決定の迅速化およびサービス品質の向上を図るとともに、管理コストの削減により経営体制の効率化を図ってまいります。

⑥ 本合併に係る割当ての内容

本合併は、当社による完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当てはありません。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

(多額の資金の借入)

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、株式の取得を目的として、株式会社三井住友銀行から以下の借入を行うことを決議いたしました。

(1) 契約締結日	2026年4月30日
(2) 借入実行日	2026年4月30日
(3) 返済期日	2033年4月30日
(4) 借入金額	600,000千円
(5) 返済方法	元金均等返済
(6) 担保提供資産の有無	無

(新株予約権の失効)

当社取締役の上田明尚氏が、2026年4月30日付で辞任したため、当該取締役に割り当てられた第7回及び第8回新株予約権が失効いたしました。

これにより、翌連結会計年度において新株予約権戻入益として497,319千円の特別利益が発生する予定です。

12. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	774,486	674,486	674,486	5,679,425	5,679,425	△640,758	6,487,639	443,358	6,930,998
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,715	4,715	4,715				9,431		9,431
自己株式の取得						-	-		-
剰余金の配当	-	-	-	△519,195	△519,195	-	△519,195		△519,195
当 期 純 利 益				314,582	314,582		314,582		314,582
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								133,229	133,229
当 期 変 動 額 合 計	4,715	4,715	4,715	△204,613	△204,613	-	△195,182	133,229	△61,952
当 期 末 残 高	779,201	679,201	679,201	5,474,812	5,474,812	△640,758	6,292,457	576,588	6,869,045

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 自社利用のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

商品の販売には、医療記事の制作や自動精算機等の販売が含まれます。原則として商品の引渡時点にて顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、通常は引渡時点で収益を認識しております。また、商品の販売から生じる収益について、取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② サービスの提供

サービスの提供には、サーバーの運用・管理・保守サービスが含まれます。

このようなサービスの提供については、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。また、サービスの提供に対する対価は、契約における履行義務を充足するにつれて、受領しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
貸倒引当金 (流動)	△28,584

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「個別注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「(3) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

一般債権については貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、貸倒実績率は売掛金の経過月数と過去の貸倒実績をもとに計算しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境や取引先の経営環境の急激な悪化などに起因し、貸倒実績率を超える債権の貸し倒れや回収遅延が生じた場合、翌事業年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	800,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	800,000千円

(2) 偶発債務

以下の関係会社の特定の仕入先に対する債務に対し債務保証を行っております。

株式会社モリタ	30,000千円
株式会社タカラベルモント	150,000千円
カポプランメカジャパン株式会社	60,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	5,940千円
② 長期金銭債権	1,204,090千円
③ 短期金銭債務	33,918千円
④ 長期金銭債務	6,397千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,254千円
仕入高	467,341千円
その他	458,422千円
営業取引以外の取引高	21,431千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	500,068株	一株	一株	500,068株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	9,009千円
賞与引当金	4,097千円
未払金	10,216千円
未払事業所税	1,936千円
未払事業税	△678千円
減価償却費超過額	60,049千円
敷金	34,755千円
株式報酬費用	106,622千円
ソフトウェア	3,813千円
その他	8,091千円
繰延税金資産 小計	237,914千円
評価性引当額	△49,763千円
繰延税金資産合計	188,151千円
繰延税金資産の純額	188,151千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 GENOVA DESIGN	所有 直接 100%	役員の兼務 当社WEBサービスの制作、SEO対策・広告運用	WEB制作外注、SEO対策・広告運用（注）1	858,615	未払金	28,768
子会社	株式会社 ASANO	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借 債務保証	資金の貸付（注）2	1,204,090	長期貸付金	1,204,090
				利息の受取（注）2	8,827	未収利息	8,827
				債務保証	240,000	—	—

- (注) 1. WEB制作の外注については他社との取引価格を参考にして決定しております。リスティング出稿等について他社の運用価格を参考にして決定しております。
2. 貸付利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 362円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円15銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

該当事項はありません。